

公立大学法人埼玉県立大学教員の昇任選考基準に関する規程

平成22年4月1日
規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学埼玉県立大学教員の採用及び昇任の手続きに関する規則（平成22年規則第21号）第14条及び第18条第2項の規定に基づき、教員の昇任選考基準について必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 昇任候補者の選考は、公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程（平成22年規程第17号）第1条に規定する任期付教員のうち、職位に応じ次条から第4条までに規定するそれぞれの資格を有し、かつ、その職位にふさわしい教員評価結果を得ている者から行うものとする。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、本学において原則として3年以上准教授、講師又は助教の経歴を有し、次のいずれかに該当し、教授としての教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴を有する者
- 四 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第4条 准教授になることのできる者は、本学において原則として3年以上講師又は助教の経歴を有し、次のいずれかに該当し、准教授としての教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条第1号から第3号までに該当する者
- 二 大学院において博士課程の単位を修得し、教育研究上の業績を有すると認められる者
- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師の資格)

第5条 削除

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、教員の昇任選考基準に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成23年度昇任に係る審査から適用する。
- 2 教員の経歴年数については、公立大学法人移行前の埼玉県立大学からの経歴を通算する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。